

先進的な取組事例5 杉並区

●取組みの背景と経緯（取り組み経緯のパターン：行政先導型）

ポイント：・廃棄物行政の経緯から、レジ袋削減に取り組まざるを得なかった。
・平成14年度に条例化したが施行せず、現在の形に収斂。

- ・昭和41年に東京ごみ戦争が勃発し、高井戸に清掃工場を建設することとなったが、これに地域住民が反対し、昭和49年の最終的な和解に至るまでに長期間を要した歴史がある。加えて、平成8年には不燃ごみの中継所が発生源といわれた杉並病が社会問題化した。
- ・このような事情から、杉並区としては、区民の環境に対する意識も高く、ごみの発生抑制や減量化を積極的に推進するため、レジ袋削減に取り組むことができる状況にあった。
- ・平成14年に「すぎなみ環境目的税条例」いわゆるレジ袋税条例を、条例化したが、施行せず、現在の形に収斂したといえる。このような事情を踏まえた条例化という経緯に照らせば、他の自治体が単純に杉並区のレジ袋有料化条例を参考にできない部分があるかもしれない。

●取り組み内容

ポイント：・条例を制定し、区内の対象事業者において、義務的にレジ袋有料化等を実施。
・対象事業者に対して、計画書策定・提出、取り組みの実施を義務付け。
・非協力的な事業者に対しては、勧告のうえ、事業社名を公表できると規定。

- ・「杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」を制定し、平成20年4月から施行、区内の対象事業者において、有料化等の取組を実施。
- ・レジ袋多量使用事業者は平成21年度までに目標を達成するため、レジ袋有料化等計画書を対象事業所等ごとに作成し、区長に提出することを義務付け。
- ・レジ袋多量使用事業者は上記計画に基づき、対象事業所等において、レジ袋有料化等の取組を行うことを義務付け。
- ・計画書未提出、虚偽記載、立入調査を拒否した事業者、取組みが著しく不十分な事業者に勧告を行い、勧告に従わない事業者を公表できると規定。

●成功要因

ポイント：・レジ袋使用枚数など3つの条件設定で、排出量の8割をカバーできた。
・わかりやすさ、ライフスタイル変革を狙い、重量より枚数を基準とした。

- ・295のレジ袋多量使用事業者は、「前年度のレジ袋の使用枚数が20万枚以上」、「マイバッグ等持参率60%の目標が未達成」、「食品販売事業所（食料品等販売業の許可を得ている）」という3つの条件で抽出。
- ・③の食品販売事業所の条件設定を行うことにより、レジ袋排出量全体の8割をカバーできており、うまく食品スーパー、CVSを拾い上げることができた。対象外の事業所においても前向きな姿勢がみられ、取組みは進むものと期待している。
- ・枚数で目標を明示したことには二つ理由がある。第一の理由は、住民には枚数のほうがわかりやすいこと、第二の理由はライフスタイルを変革させる第一歩であると考えていること。

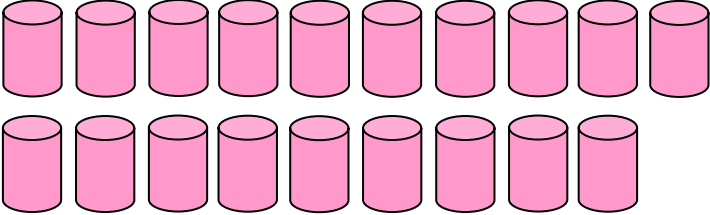
●問題点、課題と対策

ポイント：・CVSを対象とするモデル事業について、業界団体に提案している。
・DS、HCの自主的な取組みの話があれば支援していきたい。

- ・ 来店客特性を踏まえればCVSでもレジ袋削減が可能ではないかと考え、フランチャイズチェーン協会にも杉並ならではのモデル事業を実施しようと提案している。
- ・ ホームセンターやドラッグストアが自主的にレジ袋有料化に向けた取り組みを行う場合は、支援をしていきたいと考えている。
- ・ 本条例に基づく計画達成期間は平成22年3月31日までの2年間であり、HCやDSの取り組み次第では、2年後の条例改正も可能と考えている。

●取り組みの様子

■レジ袋有料化モデル事業によるレジ袋削減結果

モデル事業実施期間	平成19年1月15日～3月31日
マイバッグ持参率	83.0%
レジ袋削減枚数	206,283枚 ※有料化前3,240枚/日→有料化後561枚/日
石油換算	約3,775リットル  ※ドラム缶(200ℓ)に換算すると、18.9缶相当
CO2削減量	約12,584kg ※杉1本が1年間に吸収するCO2量の899本相当

※区内の1店舗における成果報告



●まとめ

- ・ 条例を制定し、区内の対象事業者において、義務的に有料化等の取り組みを実施。
- ・ 3つの条件設定で対象事業者を抽出し、排出量の8割をカバーし、計画書提出等を義務付け。
- ・ 区民へのわかりやすさ、ライフスタイル変革などを狙い、重量ではなく枚数を基準に目標設定。

照会先 東京都杉並区環境清掃部清掃管理課
〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1
電話番号 03-3312-2111 電子メール seiso-kanri@city.suginami.tokyo.jp